平成２２年（フ）第１２２１号
北九州市小倉北区高尾２丁目10番４号　和田荘１号室
債務者　長谷川洋美（旧姓原田・野口）
1　決定年月日時　平成22年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２３７号
北九州市小倉北区日明３丁目２番20号
債務者　南出　高志
1　決定年月日時　平成22年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２４１号
北九州市小倉北区木町１丁目２番１―205号
債務者　松山　美果（旧姓牧）
1　決定年月日時　平成22年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１３号
長崎県南島原市深江町丙669番地、前住所長崎県南島原市深江町丙669番地２
債務者　下田　美穂
1　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第１１６号
長崎県雲仙市吾妻町布江名873番地
債務者　髙橋　清子
1　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第１１８号
長崎県南島原市北有馬町己609番地４
債務者　水口　英子
1　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第５４４号
青森市千刈２丁目４番２号　山田正司方
債務者　嶋中美代子
1　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５７７号
青森市大字岡町字藤戸45番地５
債務者　蝦名　哲明
1　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３０２号
青森市浪岡大字吉野田字樋田48番地１
債務者　一戸　千春
1　決定年月日時　平成22年12月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２５６号
青森県三戸郡三戸町大字川守田字西松原15番地１　松原ハイムＡ号室
債務者　鶴田　浩司
1　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第２７８号
青森県八戸市大字田面木字酒美平８番地５　松本アパートＢ号、前住所青森県三戸郡南部町大字福田字町頭30番地２
債務者　工藤　竜志
1　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第３１９号
広島県福山市川口町１丁目１番14号　202、旧住所広島県福山市川口町１丁目１番14号　エントランス川口206
債務者　三谷　　登
1　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第８６１号
北九州市門司区大里戸ノ上１丁目６番15―204号
債務者　森山千枝子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８６２号
北九州市門司区大里戸ノ上１丁目６番15―204号
債務者　森山　伸隆
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３５０号
広島県福山市胡町３番５―508号　菊屋胡町マンション、旧住所広島県福山市新市町大字上安井598番地
債務者　木村　龍美
1　決定年月日時　平成22年12月６日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第８８０号
栃木県鹿沼市朝日町1944番地
債務者　永井　典子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８８１号
栃木県宇都宮市鶴田町617番地18　パークサイドコーポ105号、前住所栃木県宇都宮市住吉町15番８号　澤瀬方
債務者　運上　健一
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係